○福岡県建設技術情報センター条例施行規則

平成七年九月一日

福岡県規則第五十号

福岡県建設技術情報センター条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県建設技術情報センター条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、福岡県建設技術情報センター条例（平成七年福岡県条例第二十九号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第二条　センターの休館日は、次のとおりとする。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前二号に掲げる日を除く。）

２　指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は別に定めることができる。

３　前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に休館し、又は開館することができる。

（平一七規則六八・一部改正）

（開館時間）

第三条　センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

２　指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

３　前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に開館時間を変更することができる。

（平一七規則六八・一部改正）

（施設等使用の申請）

第四条　条例第三条第一項の規定に基づく研修施設若しくは調査研究施設又は同条第二項の規定に基づく試験機器（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、知事が別に定める施設等利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（平一七規則六八・旧第五条繰上・一部改正）

（附属設備使用料）

第五条　条例別表第一の一の備考に規定する規則で定める使用料（以下「附属設備使用料」という。）は、別表のとおりとする。

（平一七規則六八・旧第六条繰上）

（材料試験の申請）

第六条　条例第三条第三項の規定に基づき、建設資材に関する各種の試験を申請しようとする者は、知事が別に定める試験申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（平一七規則六八・旧第七条繰上・一部改正）

（使用料又は手数料の還付）

第七条　条例第三条第五項ただし書の規定に基づく使用料又は手数料の還付は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める使用料又は手数料の額について行うものとする。

一　利用者の責めに帰することができない理由で施設等を利用することができなくなった場合　使用料の全額

二　利用者が、条例第三条第一項に規定する施設を利用する日から一月前までに利用の取消しを申し出た場合　使用料の額の五十パーセントに相当する額

三　利用者が、条例別表第一の一の備考に規定する附属する設備を利用する日から三日前までに利用の取消しを申し出た場合　使用料の額の五十パーセントに相当する額

四　条例第三条第二項に規定する試験機器を利用する日から三日前までに利用の取消しを申し出た場合　使用料の額の五十パーセントに相当する額

五　利用者の責めに帰することができない理由で材料試験を受けることができなくなった場合　手数料の全額

六　材料試験の着手三日前に、利用者から試験申請の取下げがあった場合　手数料の全額

２　前項の規定により使用料又は手数料の還付を受けようとする者は、知事が別に定める使用料又は手数料還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（平一七規則六八・旧第八条繰上・一部改正）

（使用料又は手数料の減免）

第八条　条例第四条の規定に基づく使用料又は手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める使用料又は手数料の額について行うものとする。

一　指定管理者が、センターの設置目的を達成するために利用する場合　使用料又は手数料の全額

二　県内の他の地方公共団体から建設技術に関する研修等を行うために利用の申請があった場合　使用料又は手数料の全額

三　前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合　使用料又は手数料の全額又は一部

２　前項第二号又は第三号の規定により使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、知事が別に定める使用料・手数料減額（免除）申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（平一七規則六八・旧第九条繰上・一部改正）

（徴収金の払込等）

第九条　指定管理者は、毎月十日までに前月中に徴収した使用料又は手数料（前月中の既納の使用料又は手数料の額から第七条の規定による還付金を控除して得た金額を含む。）を指定金融機関に払い込むとともに、内容を示す計算書を県土整備部県土整備企画課長を経由して知事に提出しなければならない。

（平一七規則六八・旧第十一条繰上・一部改正、平二〇規則三八・平二六規則一六・令六規則二五・一部改正）

（指定管理者の指定の申請書及び添付書類）

第十条　条例第六条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

２　条例第六条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　団体の事業及び活動内容に関する書類

二　団体の財務状況に関する書類

三　その他知事が必要と認める書類

（平一七規則六八・追加・旧第十二条繰上）

（補則）

第十一条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（平一七規則六八・旧第十二条繰下・旧第十三条繰上）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年規則第六八号）

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年規則第三八号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（平成二六年規則第一六号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二六年規則第二六号）

（施行期日）

１　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の福岡県建設技術情報センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる福岡県建設技術情報センター条例（平成七年福岡県条例第二十九号）の規定による利用の承認に係る使用料について適用し、同日前にされた同条例の規定による利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和元年規則第八号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則（令和元年規則第一八号）抄

（施行期日）

第一条　この規則は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第九条の規定による改正後の福岡県建設技術情報センター条例施行規則の規定は、施行日以後にされる福岡県建設技術情報センター条例（平成七年福岡県条例第二十九号）の規定による利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた同条例の規定による利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年規則第二五号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第五条関係）

（平一七規則六八・平二六規則二六・令元規則一八・一部改正）

附属設備使用料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 単位 | 金額（一回につき） | 備考 |
| ビデオプロジェクターシステム | 一式 | 一、二〇〇円 | 大研修室と中研修室に各一式を設置する。 |
| スライド映写機 | 一台 | 三〇〇円 | 大研修室及び中研修室に一台を設置する。 |
| オーバーヘッドプロジェクター | 一式 | 三三〇円 | 大研修室及び中研修室に二式を設置する。 |
| カメラプロジェクターシステム | 一式 | 一、九七〇円 | 大研修室及び中研修室に一式を設置する。 |
| モニターテレビ | 一台 | 一五〇円 | 大研修室のみに設置する。 |

備考　この表の使用料は、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時までをそれぞれ一回として算定するものとする。

